

国の重点支援地方交付金活用事業 物価高騰支援制度のお知らせ

令和8年8月【第24報】

も

1. 経済・生活面の支援

■ 防犯対策用品購入設置助成事業

p. 1

く

■ 市指定ごみ袋購入支援事業

p. 1

■ 住民税非課税高齢者エアコン設置支援事業

p. 2

じ

2. 畜産業への支援

■ 乳用牛・肉用牛経営安定支援事業

p. 2

1. 経済・生活面の支援

防犯対策用品の購入・設置費用を 助成します

問



総務部危機対策課

☎22-1149

◆防犯対策用品購入設置助成事業とは

物価高騰により市民生活へ影響をもたらしている状況を踏まえ、お住まいの住宅等に設置する防犯対策用品の購入及び設置に伴う費用を助成するものです。

◆対象となる方は

次のすべてに該当する方。

- (1) 市内に住所があり、居住していること
- (2) 補助金の交付を受けていないこと（同一世帯における申請は1回のみ）
- (3) 世帯員全員が市税等を滞納していないこと
- (4) 暴力団員でない者、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと

◆支援内容は

◇支援の対象経費

防犯カメラ、センサーライト、防犯フィルム、補助錠等の購入費用及び設置費用

◇助成金の額

対象経費の2分の1以内の額（上限2万円）

◆申請期間は

令和9年3月31日まで

◆申請先は

各総合支所市民サービス課へ提出してください。

※申請書類は、栗原市ウェブサイトからダウンロードするか、危機対策課または各総合支所窓口で配布します。

市指定ごみ袋の販売価格を据え置き、 市民の家計負担の軽減を図ります

問



市民生活部環境課

☎22-3350

◆市指定ごみ袋購入支援事業とは

物価高騰の影響を受ける市民の生活負担を軽減するため、市指定ごみ袋の販売価格に対し助成を行うことで、家計負担の軽減を図るものです。

◆助成内容は

市指定ごみ袋の製造事業者に対し、原材料価格等の高騰による製造経費の値上がり分を助成することで、市指定ごみ袋の販売価格を据え置きます。

◆実施期間は

令和8年8月から12月末まで

◆対象品目は

一袋 20枚入

種 類	容 量	店頭価格	
		令和8年 12月31日まで (消費税込み)	令和9年 1月1日から (消費税込み)
もやせる ごみ袋	40ℓ	330円	420円
	20ℓ	264円	330円
もやせない ごみ袋	40ℓ	330円	440円
	20ℓ	264円	380円



住民税非課税で高齢者のみ世帯の エアコン設置費用を助成します

問



市民生活部社会福祉課
☎22-1340

◆エアコン設置支援事業補助金とは

物価高騰に伴い、自宅にエアコンが設置されていない高齢者世帯の経済的負担を軽減し、猛暑による熱中症等の健康被害を防止するため、エアコン設置費用を助成するものです。

◆対象となる方は

次のすべてに該当する方。

- (1) 市内に住所があり、65歳以上のみの世帯で、**自宅にエアコンが設置されていないこと**
- (2) 世帯員全員が住民税非課税であること
- (3) 世帯員全員が市税等を滞納していないこと
- (4) 暴力団員でない者、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと

◆支援内容は

◇支援の対象経費

市内の店舗で購入したエアコン本体(新品)の購入費用や設置費用

◇補助金の上限額 10万円

◆申請期間は

事前申込書の提出は

令和8年9月1日から11月30日まで

※補助金の申請は先着順で、予算に達し次第終了となります。
ただし、申請書の記載内容や添付書類に不備がある場合は受付できませんので、提出前に確認をお願いします。

◆手続き方法は

補助金の申請は、次の2段階で行います。

- (1) 事前申込
見積書を取得した後、設置前に提出してください。
- (2) 交付申請及び請求
設置完了後に提出してください。

※(1)を提出せずに設置した場合は、補助金の対象となりません。

◆申請に必要なものは

- (1) 事前申込
◇事前申込書
◇見積金額がわかる書類
- (2) 交付申請及び請求
◇交付申請書兼請求書
◇購入金額がわかる書類(購入日、購入した店舗名及び所在の記載があるもの)
◇エアコンの設置前と設置後が確認できる写真
◇振込口座と口座名義が分かる通帳等の写し

◆申請先は

社会福祉課へ提出してください。

※申請書類は、栗原市ウェブサイトからダウンロードするか、社会福祉課または各総合支所窓口で配布します。

2. 畜産業への支援

乳用牛・肉用牛経営安定支援金を 支給します

問



産業経済部林業畜産課
☎22-1136

◆乳用牛・肉用牛経営安定支援金とは

飼料価格の高騰が長期化していることから、乳用牛及び肉用牛を飼養する経営体の継続と農業経営の安定を図るため、支援金を支給するものです。

◆対象となる方は

市内に住所または主たる事業所を有し、市内で酪農または肉用牛経営を営む個人または法人

◆申請に必要なものは

◇申請書 ※対象となる方に送付します。

◇本人確認書類(運転免許証等の写し)

※法人の場合は定款または規約の写し

◇振込口座と口座名義が分かる通帳等の写し

◆申請期間は

令和8年8月24日から9月30日まで

◆支援金の額は

毎年実施している「家畜飼養頭羽数調査(令和8年2月1日現在)」の頭数に、以下の支援単価を乗じた額。

【支援単価】

- | | |
|---------------|--------|
| ◇乳用牛(搾乳牛、育成牛) | 4,500円 |
| ◇肉用牛(肥育牛) | 5,000円 |
| ◇肉用牛(繁殖牛、育成牛) | 2,000円 |